

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、
 スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）

新旧対照表

見直し案	現行				
<p style="text-align: right;"><u>平成 30 年 8 月 2 日</u></p> <p>社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長 教育課程を設置しようとする団体及び機関の長</p> <p style="text-align: right;">一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会 長 白 澤 政 和</p>	<p style="text-align: right;"><u>平成 30 年 4 月 1 日</u></p> <p>社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長 教育課程を設置しようとする団体及び機関の長</p> <p style="text-align: right;">一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会 長 白 澤 政 和</p>				
<p>スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）</p> <p>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（以下、「規程」という。）第6条第7項の規定に基づき、規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号並びに第5項第二号から第三号に定める科目の教育内容、教員要件及び同条第7項に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等に係る諸様式等について一部を改正し、<u>平成 30 年 8 月 2 日</u>より適用することとしたので通知します。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、<u>平成 30 年 3 月 8 日</u>理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について（通知）」は廃止します。</p>	<p>スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）</p> <p>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（以下、「規程」という。）第6条第6項の規定に基づき、規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の教育内容、教員要件及び同条第6項に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等に係る諸様式等について一部を改正し、<u>平成 30 年 4 月 1 日</u>より適用することとしたので通知します。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、<u>平成 29 年 3 月 9 日</u>理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について（通知）」は廃止します。</p>				
<p>記</p> <p>〔専門科目群の教育内容〕</p> <p>1. 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の教育内容は以下のとおりとする。</p> <p>なお、(1)のイ)、ロ)、ハ)、ニ)については、相互に関連させて教授することが望ましい。</p> <p>(1) スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群</p> <p>イ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク論」の教育内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">シラバスの内容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">想定される教育内容の例</td> </tr> </table>	シラバスの内容	想定される教育内容の例	<p>記</p> <p>〔専門科目群の教育内容〕</p> <p>1. 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の教育内容は以下のとおりとする。</p> <p>なお、(1)のイ)、ロ)、ハ)、ニ)については、相互に関連させて教授することが望ましい。</p> <p>(1) スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群</p> <p>イ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク論」の教育内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">シラバスの内容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">想定される教育内容の例</td> </tr> </table>	シラバスの内容	想定される教育内容の例
シラバスの内容	想定される教育内容の例				
シラバスの内容	想定される教育内容の例				

ねらい	含まれるべき事項		
①今日の学校教育現場にスクール(学校)ソーシャルワーカーを導入する意義とその必要性を理解する。 ②スクール(学校)ソーシャルワークの発展過程について理解する。 ③海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動について理解する。 ④スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデルについて理解する。 ⑤スクール(学校)ソーシャルワーカーへのスーパービジョンの必要性について理解する。	①今日の学校教育現場が抱える課題とその実態、及びスクール(学校)ソーシャルワーカーを導入する意義	○児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校 ・非行 ・学齢期の児童虐待 ・特別支援教育 ・家族の抱える課題(貧困・離婚他) ・外国児童の就学問題 ・学習遅滞、学習障害 ・教育福祉 ・その他
		○スクール(学校)ソーシャルワークの価値・倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークの視点と定義 ・人権と社会正義 ・児童の権利に関する条約 ・その他
	②スクール(学校)ソーシャルワークの発展過程	○アメリカや他諸外国及び日本のスクール(学校)ソーシャルワークの発展過程の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーク発展史 ・日本の教育福祉 ・日本のスクール(学校)ソーシャルワーク発展史 ・その他
		○海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーカーの役割と活動 ・その他
	④スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデル	○スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデルの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生態学的視点 ・ストレングスの視点 ・エンパワメントの視点 ・その他
		○スクール(学校)ソーシャルワークの個別及び集団支援の実際例(ミクロ・レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援(不登校・非行・虐待・発達障害・保護者・他)の視点と実践例 ・集団支援の視点と実践例 ・その他
⑤スクール(学校)ソーシャルワークの支援方法	○スクール(学校)ソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実際例(メゾ・レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内の支援ケース会議(校内協働) ・コンサルテーション ・学校と関係機関の協働支援(校外協働) ・社会資源の開発 ・その他 	
	○スクール(学校)ソーシャルワークの教育行政への支援(マクロ・レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・教育委員会との協働 ・各地の教育委員会が実施するスクールソーシャルワークに関する事業 	
	○スクール(学校)ソーシャルワーカーへのスーパービジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョン体制 ・スーパービジョンの方法 	
⑥スーパービジョン			

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目(相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法等)において教授する内容については、省略することができる。

ロ) 「スクール(学校)ソーシャルワーク演習」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校(地域機関)アセスメントができる力をつける。 ②スクール(学校)ソーシャルワーク	①ソーシャルワークの価値	○福祉の価値、ミッションとは	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の教育関係者のなか、福祉の視点を教育と調和させながら示せる安定した福祉の価値観を実践的に獲得する。
	②子どもを取り巻く地域の状況、インフォーマルな機関を含めた地域機関、教育委員会、学校の状況を把握する。	○地域アセスメント、学校アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村内の資源・サービスをインフォーマル含めて知る。 ・地域の状況を把握する。 ・教育委員会が学校のニーズを把握する。 ・学校の実態や状況、組織システムを把握する。 ・学校における支援人材や支援方法を知る。 ・これらを踏まえ、ソーシャルワークの展開において地域アセスメント、学校アセスメントの必要性とその手法を学ぶ。

ねらい	含まれるべき事項		
①今日の学校教育現場が抱える課題とその実態、及びスクール(学校)ソーシャルワーカーを導入する意義	①今日の学校教育現場が抱える課題とその実態、及びスクール(学校)ソーシャルワーカーを導入する意義	○児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校 ・非行 ・学齢期の児童虐待 ・特別支援教育 ・家族の抱える課題(貧困・離婚他) ・外国児童の就学問題 ・学習遅滞、学習障害 ・教育福祉 ・その他
		○スクール(学校)ソーシャルワークの価値・倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワークの視点と定義 ・人権と社会正義 ・児童の権利に関する条約 ・その他
	②スクール(学校)ソーシャルワークの発展過程	○アメリカや他諸外国及び日本のスクール(学校)ソーシャルワークの発展過程の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーク発展史 ・日本の教育福祉 ・日本のスクール(学校)ソーシャルワーク発展史 ・その他
		○海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーカーの役割と活動 ・その他
	④スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデル	○スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデルの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生態学的視点 ・ストレングスの視点 ・エンパワメントの視点 ・その他
		○スクール(学校)ソーシャルワークの個別及び集団支援の実際例(ミクロ・レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援(不登校・非行・虐待・発達障害・保護者・他)の視点と実践例 ・集団支援の視点と実践例 ・その他
⑤スクール(学校)ソーシャルワークの支援方法	○スクール(学校)ソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実際例(メゾ・レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内の支援ケース会議(校内協働) ・コンサルテーション ・学校と関係機関の協働支援(校外協働) ・社会資源の開発 ・その他 	
	○スクール(学校)ソーシャルワークの教育行政への支援(マクロ・レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・教育委員会との協働 ・各地の教育委員会が実施するスクールソーシャルワークに関する事業 	
	○スクール(学校)ソーシャルワーカーへのスーパービジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョン体制 ・スーパービジョンの方法 	
⑥スーパービジョン			

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目(相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法等)において教授する内容については、省略することができる。

ロ) 「スクール(学校)ソーシャルワーク演習」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校(地域機関)アセスメントができる力をつける。 ②スクール(学校)ソーシャルワーク	①ソーシャルワークの価値	○福祉の価値、ミッションとは	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の教育関係者のなか、福祉の視点を教育と調和させながら示せる安定した福祉の価値観を実践的に獲得する。
	②子どもを取り巻く地域の状況、インフォーマルな機関を含めた地域機関、教育委員会、学校の状況を把握する。	○地域アセスメント、学校アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村内の資源・サービスをインフォーマル含めて知る。 ・地域の状況を把握する。 ・教育委員会が学校のニーズを把握する。 ・学校の実態や状況、組織システムを把握する。 ・学校における支援人材や支援方法を知る。 ・これらを踏まえ、ソーシャルワークの展開において地域アセスメント、学校アセスメントの必要性とその手法を学ぶ。

実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する。 ③記録化する手法を持たない学校のなかで、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造し、蓄積していく力をつける。	③ミクロプラクティス	<input type="checkbox"/> 具体的な問題解決能力を高める。 <input type="checkbox"/> アウトリーチ	・具体的な事例に対するアセスメント、プランニング、援助の実行のプロセスにおいて実際に展開できる力をつける。 ・さまざまなソーシャルワークスキルの活用を行う。 ・接近困難な事例や教員に働きかける視点と方法を学ぶ。
	④メゾプラクティス	<input type="checkbox"/> チームアプローチ <input type="checkbox"/> マネージメント <input type="checkbox"/> ケース会議 <input type="checkbox"/> 教育行政との協働	・校内あるいは関係機関やNPO含めてチームアプローチを進め、マネージメントスキルを獲得する。 ・具体的に校内ケース会議や連携ケース会議を進める手法の獲得 ・教育行政との協働システムの策定について学ぶ。
	⑤マクロプラクティス	<input type="checkbox"/> 市町村子ども家庭相談体制に位置づける <input type="checkbox"/> 福祉・教育協働の相談体制作り、地域に根ざした活動展開 <input type="checkbox"/> 開発機能の意義と実践	・福祉の相談体制に位置づける力を養う。 ・福祉・教育協働の相談体制の策定について学ぶ。 ・学校外の資源を活用し地域に根ざした相談活動の展開方法を獲得する。 ・スクール（学校）ソーシャルワークが広く子どもたちの代弁ができる位置にあることを理解し、新たな仕組みを開発する視点を養う。
	⑥記録、スーパービジョン、評価	<input type="checkbox"/> スクール（学校）ソーシャルワークを維持発展させる力をつける <input type="checkbox"/> 実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける	・地域でのスーパービジョン体制を策定する意義を理解し、その体制づくりを実践的に学ぶ。 ・記録をつける、データの蓄積を行なうなど説明できる力、効果測定を行う力をつける。

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目（相談援助演習等）において教授する内容については、省略することができる。

ハ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導」の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
①スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②学校現場等を知り、学校組織を体験的に学ぶ。 ③スクール（学校）ソーシャルワーク実習にかかる個別指導並びに集団指導を通して学校における相談援助活動やソーシャルワーク実践にかかる知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ④教育の場で生かせる社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を習得する。 ⑤具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を養う。 ⑥用意された現場ではなく社会福祉が展開されるべく新しい現場に入るという意味を十分理解し、開拓の視点を養う。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ア. スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義 イ. 学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解 ウ. 実習先で必要とされる相談援助（子ども、家族、教員対象）に係る知識と技術に関する理解 エ. 実習先で必要とされるチームで対応する力やケース会議に係る知識と技術に関する理解 オ. 実習先の市の子ども相談体制について理解 カ. 現場体験学習（個別面接、ケース会議、連携会議など）、見学実習 キ. 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等の理解 ク. 実習記録ノートへの記録内容及び記録方法に関する理解 ケ. 実習生、実習担当専任教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 コ. 巡回指導 サ. 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、実習におけるスクール（学校）ソーシャルワーク実習としての不足分のレポート、実習総括レポートの作成 シ. 実習の評価全体総括会

※ 上記実習は、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程にかかる実習（相談援助実習等）とは別に行うこと。

ニ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク実習」の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項

実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する。 ③記録化する手法を持たない学校のなかで、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造し、蓄積していく力をつける。	③ミクロプラクティス	<input type="checkbox"/> 具体的な問題解決能力を高める。 <input type="checkbox"/> アウトリーチ	・具体的な事例に対するアセスメント、プランニング、援助の実行のプロセスにおいて実際に展開できる力をつける。 ・さまざまなソーシャルワークスキルの活用を行う。 ・接近困難な事例や教員に働きかける視点と方法を学ぶ。
	④メゾプラクティス	<input type="checkbox"/> チームアプローチ <input type="checkbox"/> マネージメント <input type="checkbox"/> ケース会議 <input type="checkbox"/> 教育行政との協働	・校内あるいは関係機関やNPO含めてチームアプローチを進め、マネージメントスキルを獲得する。 ・具体的に校内ケース会議や連携ケース会議を進める手法の獲得 ・教育行政との協働システムの策定について学ぶ。
	⑤マクロプラクティス	<input type="checkbox"/> 市町村子ども家庭相談体制に位置づける <input type="checkbox"/> 福祉・教育協働の相談体制作り、地域に根ざした活動展開 <input type="checkbox"/> 開発機能の意義と実践	・福祉の相談体制に位置づける力を養う。 ・福祉・教育協働の相談体制の策定について学ぶ。 ・学校外の資源を活用し地域に根ざした相談活動の展開方法を獲得する。 ・スクール（学校）ソーシャルワークが広く子どもたちの代弁ができる位置にあることを理解し、新たな仕組みを開発する視点を養う。
	⑥記録、スーパービジョン、評価	<input type="checkbox"/> スクール（学校）ソーシャルワークを維持発展させる力をつける <input type="checkbox"/> 実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける	・地域でのスーパービジョン体制を策定する意義を理解し、その体制づくりを実践的に学ぶ。 ・記録をつける、データの蓄積を行なうなど説明できる力、効果測定を行う力をつける。

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目（相談援助演習等）において教授する内容については、省略することができる。

ハ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導」の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
①スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②学校現場等を知り、学校組織を体験的に学ぶ。 ③スクール（学校）ソーシャルワーク実習にかかる個別指導並びに集団指導を通して学校における相談援助活動やソーシャルワーク実践にかかる知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ④教育の場で生かせる社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を習得する。 ⑤具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を養う。 ⑥用意された現場ではなく社会福祉が展開されるべく新しい現場に入るという意味を十分理解し、開拓の視点を養う。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ア. スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義 イ. 学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解 ウ. 実習先で必要とされる相談援助（子ども、家族、教員対象）に係る知識と技術に関する理解 エ. 実習先で必要とされるチームで対応する力やケース会議に係る知識と技術に関する理解 オ. 実習先の市の子ども相談体制について理解 カ. 現場体験学習（個別面接、ケース会議、連携会議など）、見学実習 キ. 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等の理解 ク. 実習記録ノートへの記録内容及び記録方法に関する理解 ケ. 実習生、実習担当専任教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 コ. 巡回指導 サ. 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、実習におけるスクール（学校）ソーシャルワーク実習としての不足分のレポート、実習総括レポートの作成 シ. 実習の評価全体総括会

※ 上記実習は、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程にかかる実習（相談援助実習等）とは別に行うこと。

ニ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク実習」の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項

<p>①日々子どもたちが過ごす学校現場等を知り、学校組織を体験的に学び、理解を深める。</p> <p>②スクール（学校）ソーシャルワーカーとして求められる資質、技能、倫理から、福祉が一次分野でない教育現場における課題を見つけられる力を養う。</p> <p>③教職員ほかとの連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p> <p>④子どもや家族、教職員から自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p>	<p>①学生は、次に掲げる事項について実習指導者（スクール（学校）ソーシャルワーカー）による指導、教育委員会や学校の指導を受けるものとする。</p> <p>②スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者（スクール（学校）ソーシャルワーカー、教育委員会や学校）との連絡調整を密に行い、学生の実習状況について把握するとともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p> <p>ア. 子どもたち、教職員、教育委員会、事例や学校に関する関係者との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ. 子ども・家族の理解、学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解、そしてそのニーズ把握と支援計画の作成</p> <p>ウ. 子ども・家族、そして学校、教育委員会などとの援助関係の形成</p> <p>エ. 子ども・家族への権利擁護、そして学校、教育委員会など含めての支援（エンパワーメント含む）とその評価</p> <p>オ. 校内におけるケース会議や学年会議でのケース検討における進め方の実際</p> <p>カ. 校内や関係機関含めた多職種によるチームアプローチの実際</p> <p>キ. 社会福祉士としての職業倫理、教員など学校関係者の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>ク. 学校運営、学校組織、教育委員会組織の実際</p> <p>ケ. 市町村の子ども相談体制について理解し、学校がどのようにつながっているのかを学ぶ。具体的なネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p>	<p>①日々子どもたちが過ごす学校現場等を知り、学校組織を体験的に学び、理解を深める。</p> <p>②スクール（学校）ソーシャルワーカーとして求められる資質、技能、倫理から、福祉が一次分野でない教育現場における課題を見つけられる力を養う。</p> <p>③教職員ほかとの連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p> <p>④子どもや家族、教職員から自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p>	<p>①学生は、次に掲げる事項について実習指導者（スクール（学校）ソーシャルワーカー）による指導、教育委員会や学校の指導を受けるものとする。</p> <p>②スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者（スクール（学校）ソーシャルワーカー、教育委員会や学校）との連絡調整を密に行い、学生の実習状況について把握するとともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p> <p>ア. 子どもたち、教職員、教育委員会、事例や学校に関する関係者との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ. 子ども・家族の理解、学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解、そしてそのニーズ把握と支援計画の作成</p> <p>ウ. 子ども・家族、そして学校、教育委員会などとの援助関係の形成</p> <p>エ. 子ども・家族への権利擁護、そして学校、教育委員会など含めての支援（エンパワーメント含む）とその評価</p> <p>オ. 校内におけるケース会議や学年会議でのケース検討における進め方の実際</p> <p>カ. 校内や関係機関含めた多職種によるチームアプローチの実際</p> <p>キ. 社会福祉士としての職業倫理、教員など学校関係者の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>ク. 学校運営、学校組織、教育委員会組織の実際</p> <p>ケ. 市町村の子ども相談体制について理解し、学校がどのようにつながっているのかを学ぶ。具体的なネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p>
<p>〔教育関連科目群の教育内容〕</p> <p>2. 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の教育内容は、平成30年度までに入学した者に対する科目は教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表に定める科目のうち（1）の内容を含む科目とし、平成31年度以降に入学した者に対する科目は「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年11月17日平成29年文部科学省令第41号、平成31年4月1日施行）」（以下「教職免許法施行規則改正省令」という。）による教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条、第9条、第10条の各付表に定める科目のうち（2）の内容を含む科目とする。</p> <p>ただし、以下の例示科目と名称が異なる場合には、以下の科目の教育内容と合致すれば、類似する科目名称により科目を設置しても差し支えない。</p> <p><u>併せて、教職免許法施行規則改正省令の附則3に基づく科目の読み替えの指定がある科目については、平成30年度入学生が卒業するまでの間、同様の科目の読み替えをすることができるものとする。</u></p> <p>(1) 教育関連科目群</p> <p>① 教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目の教育内容</p> <p>イ) 近代における教育の制度化、国家統括化等について学ぶ。また、教育行政機関の仕組みと教育法令、教職員の職務等について学ぶ。</p> <p>ロ) 教育経営の構造、教育経営の基底をなす学校の組織と経営、学校経営改革の動向等について学ぶ。また、組織としての学校の特質やその経営に焦点を当て、教育経営のあり方について学ぶ。</p> <p>ハ) 教育を取り巻く社会諸関係を軸に、社会制度や教育制度が個人に与える影響等について学ぶ。</p>	<p>〔教育関連科目群の教育内容〕</p> <p>2. 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の教育内容は、教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表に定める科目の教育内容のうち、以下の内容を含む科目とする。</p> <p>ただし、以下の例示科目と名称が異なる場合には、以下の科目の教育内容と合致すれば、類似する科目名称により科目を設置しても差し支えない。</p> <p>(1) 教育関連科目群</p> <p>① 教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目の教育内容</p> <p>イ) 近代における教育の制度化、国家統括化等について学ぶ。また、教育行政機関の仕組みと教育法令、教職員の職務等について学ぶ。</p> <p>ロ) 教育経営の構造、教育経営の基底をなす学校の組織と経営、学校経営改革の動向等について学ぶ。また、組織としての学校の特質やその経営に焦点を当て、教育経営のあり方について学ぶ。</p> <p>ハ) 教育を取り巻く社会諸関係を軸に、社会制度や教育制度が個人に与える影響等について学ぶ。</p>		

【科目の例】教育原理、教育行財政、学校運営、社会教育など

- ② 教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目の教育内容

イ) 生涯を通して変化・成長する人間を心理的、社会的、身体的な視座からとらえ、ライフサイクルにそった発達とそのための条件について、また発達を阻害する要因等について学ぶ。とりわけ、児童生徒の年齢に応じた発達と克服課題等について学ぶ。

ロ) 教育相談や生徒指導、スクールカウンセラー等児童生徒への支援や指導する部門について学ぶ。

【科目の例】教育心理、教育支援、発達心理、教育福祉など

- (2) 平成 31 年度以降に入学した者に対する教育関連科目群

- ① 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む）」及び「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目の教育内容

イ) 教員の役割、教員の職務内容、チーム学校運営への対応。

ロ) 教育に関する経営的事項、学校と地域との連携、学校安全への対応。

- ② 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む）の理論及び方法」を含む科目の教育内容

イ) 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程、幼児、児童及び生徒の学習の過程。

ロ) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法、障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援。

ハ) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導。

ニ) 教育相談の方法、教育相談の展開。

ホ) カウンセリングとしての指導。

【科目の例】教育原理、教育行財政、学校運営、社会教育など

- ② 教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目の教育内容

イ) 生涯を通して変化・成長する人間を心理的、社会的、身体的な視座からとらえ、ライフサイクルにそった発達とそのための条件について、また発達を阻害する要因等について学ぶ。とりわけ、児童生徒の年齢に応じた発達と克服課題等について学ぶ。

ロ) 教育相談や生徒指導、スクールカウンセラー等児童生徒への支援や指導する部門について学ぶ。

【科目の例】教育心理、教育支援、発達心理、教育福祉など

〔追加科目の教育内容〕

3. 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の教育内容

(1) 追加科目

① 「精神保健の課題と支援」の教育内容(注5)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」(平成23年8月5日障発0805第3号)別表1に規定する科目「精神保健の課題と支援」の教育内容に準ずる。		

② 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容(注5)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月24日厚生労働省社援発第0328001号)別表1に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容に準ずる。		

〔実習〕

4. 規程第6条第6項に定める実習指定施設、実習時間数の特例及び実習指導者

(1) 実習指定施設

原則として、スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指定施設は、規程第1条第2項に定める業務を行う以下の施設とする。

イ) スクール(学校)ソーシャルワーカーを置く学校(教育委員会等に所属するスクール(学校)ソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む)。

但し、当分の間、以下の施設も実習指定施設に含むものとする。

ロ) 1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の実習を行うことができる施設・機関等(以下、「その他施設・機関等」という。)であって、規程第1条第2項に定める業務を行う者を置く施設・機関等。

(2) 実習時間数の特例

上記実習指定施設において、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容によって行う実習(本実習)を80時間以上実施することが困難な場合は、40時間を超えない範囲で行う見学実習を実習時間数として算入しても差し支えない。

(3) 実習指導者

スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指導を担当する実習指導者は、以下のいずれかに該当する者とする。

イ) 学校において現にスクール(学校)ソーシャルワーカーとして規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者

〔追加科目の教育内容〕

3. 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の教育内容

(1) 追加科目

① 「精神保健の課題と支援」の教育内容(注5)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」(平成23年8月5日障発0805第3号)別表1に規定する科目「精神保健の課題と支援」の教育内容に準ずる。		

② 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容(注5)

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月24日厚生労働省社援発第0328001号)別表1に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容に準ずる。		

〔実習〕

4. 規程第6条第6項に定める実習指定施設、実習時間数の特例及び実習指導者

(1) 実習指定施設

原則として、スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指定施設は、規程第1条第2項に定める業務を行う以下の施設とする。

イ) スクール(学校)ソーシャルワーカーを置く学校(教育委員会等に所属するスクール(学校)ソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む)。

但し、当分の間、以下の施設も実習指定施設に含むものとする。

ロ) 1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の実習を行うことができる施設・機関等(以下、「その他施設・機関等」という。)であって、規程第1条第2項に定める業務を行う者を置く施設・機関等。

(2) 実習時間数の特例

上記実習指定施設において、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容によって行う実習(本実習)を80時間以上実施することが困難な場合は、40時間を超えない範囲で行う見学実習を実習時間数として算入しても差し支えない。

(3) 実習指導者

スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指導を担当する実習指導者は、以下のいずれかに該当する者とする。

イ) 学校において現にスクール(学校)ソーシャルワーカーとして規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者

<p>ロ) その他施設・機関等において規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者</p>	<p>ロ) その他施設・機関等において規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者</p>
<p>[スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の諸科目担当教員の要件]</p> <p>5. 規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の担当教員の要件</p> <p>[専門科目群担当教員の要件]</p> <p>(1) 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の担当教員の要件</p> <p>① スクール(学校)ソーシャルワーク論担当教員</p> <p>スクール(学校)ソーシャルワーク論担当教員を担当する教員は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文(注4)を1報以上有する者</p> <p>ロ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が学則に基づき開講する児童生徒の福祉に関する科目(児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度等)を5年以上教授した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文(注4)を1報以上有する者</p> <p>ハ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者</p> <p>ニ) 認定社会福祉士(児童・家庭分野)又は認定精神保健福祉士の資格を有する者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者</p> <p>但し、当分の間、以下のホ)に該当する者も、スクール(学校)ソーシャルワーク論の担当教員となれるものとする。</p> <p>ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者であって、認定審査委員会が適当と認めた者</p> <p>ヘ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が開講する「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉相談援助の基盤」「精神保健福祉の理論と相談援助の</p>	<p>[スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の諸科目担当教員の要件]</p> <p>5. 規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の担当教員の要件</p> <p>[専門科目群担当教員の要件]</p> <p>(1) 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の担当教員の要件</p> <p>① スクール(学校)ソーシャルワーク論担当教員</p> <p>スクール(学校)ソーシャルワーク論担当教員を担当する教員は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文(注4)を1報以上有する者</p> <p>ロ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が学則に基づき開講する児童生徒の福祉に関する科目(児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度等)を5年以上教授した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文(注4)を1報以上有する者</p> <p>ハ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者</p> <p>ニ) 認定社会福祉士(児童・家庭分野)又は認定精神保健福祉士の資格を有する者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者</p> <p>但し、当分の間、以下のホ)に該当する者も、スクール(学校)ソーシャルワーク論の担当教員となれるものとする。</p> <p>ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者であって、認定審査委員会が適当と認めた者</p> <p>ヘ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が開講する「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉相談援助の基盤」「精神保健福祉の理論と相談援助の</p>

<p>展開」のうち1科目以上を5年以上教授した者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者</p>	<p>展開」のうち1科目以上を5年以上教授した者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者</p>
<p>② スクール（学校）ソーシャルワーク演習の担当教員は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者</p> <p>ロ) 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者（注2）（注3）</p> <p>ハ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の福祉に関する相談援助の業務（注1）に従事した経験を有する者であって、学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有する者（例：児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設のファミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門里親等で学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有するなど）（注2）（注3）</p> <p>ニ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において5年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、ハ）に定める経験を2年以上有した上で、学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者。（注2）（注3）</p> <p>ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員要件を満たし、本連盟が実施する研修会を修了した者</p> <p>ヘ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者 但し、当分の間、以下のト）に該当する者も、スクール（学校）ソーシャルワーク演習の担当教員となれるものとする。</p> <p>ト) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が適当と認めた者</p> <p>③ スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、</p>	<p>② スクール（学校）ソーシャルワーク演習の担当教員は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者</p> <p>ロ) 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者（注2）（注3）</p> <p>ハ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の福祉に関する相談援助の業務（注1）に従事した経験を有する者であって、学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有する者（例：児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設のファミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門里親等で学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有するなど）（注2）（注3）</p> <p>ニ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において5年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、ハ）に定める経験を2年以上有した上で、学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者。（注2）（注3）</p> <p>ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員要件を満たし、本連盟が実施する研修会を修了した者</p> <p>ヘ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者 但し、当分の間、以下のト）に該当する者も、スクール（学校）ソーシャルワーク演習の担当教員となれるものとする。</p> <p>ト) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が適当と認めた者</p> <p>③ スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、</p>

<p>学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者</p> <p>ロ） 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者（注2）（注3）</p> <p>ハ） 社会福祉士または精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の福祉に関する相談援助の業務（注1）に従事した経験を有する者であって、学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有する者（例：児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設のファミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門里親等で学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有するなど）（注2）（注3）</p> <p>ニ） 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において5年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、ハ）に定める経験を2年以上有した上で、学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者。（注2）（注3）</p> <p>ホ） 社会福祉士又は精神保健福祉士の実習指導及び実習担当教員要件を満たし、本連盟が実施する研修会を修了した者</p> <p>ヘ） 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者 但し、当分の間、以下のト）に該当する者も、スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員となれるものとする。</p> <p>ト） 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が適当と認めた者。</p>	<p>学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者</p> <p>ロ） 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者（注2）（注3）</p> <p>ハ） 社会福祉士または精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の福祉に関する相談援助の業務（注1）に従事した経験を有する者であって、学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有する者（例：児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設のファミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門里親等で学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有するなど）（注2）（注3）</p> <p>ニ） 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において5年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、ハ）に定める経験を2年以上有した上で、学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者。（注2）（注3）</p> <p>ホ） 社会福祉士又は精神保健福祉士の実習指導及び実習担当教員要件を満たし、本連盟が実施する研修会を修了した者</p> <p>ヘ） 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者 但し、当分の間、以下のト）に該当する者も、スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員となれるものとする。</p> <p>ト） 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が適当と認めた者。</p>
<p>〔教育関連科目群の担当教員要件〕</p> <p>（2） 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の担当教員の要件 教育関連科目群の当該科目担当教員は、以下に該当する者であること。</p> <p>イ） 認定を受けようとする養成校等が、当該科目を担当することを適当と認める者</p>	<p>〔教育関連科目群の担当教員要件〕</p> <p>（2） 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の担当教員の要件 教育関連科目群の当該科目担当教員は、以下に該当する者であること。</p> <p>イ） 認定を受けようとする養成校等が、当該科目を担当することを適当と認める者</p>
<p>〔追加科目の担当教員要件〕</p> <p>（3） 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の担当教員の要件</p> <p>① 「精神保健の課題と支援」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ） 精神保健福祉士養成施設指定規則に規定する科目「精神保健の課題と支援」の担当教員要件を満たしている者</p>	<p>〔追加科目の担当教員要件〕</p> <p>（3） 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の担当教員の要件</p> <p>① 「精神保健の課題と支援」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ） 精神保健福祉士養成施設指定規則に規定する科目「精神保健の課題と支援」の担当教員要件を満たしている者</p>

<p>ロ) 精神保健福祉士養成に係る指定科目「精神保健の課題と支援」(旧科目名「精神保健学」)を現に教授している者</p> <p>ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「精神保健の課題と支援」を教授することが適当と認める者</p> <p>② 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 社会福祉士養成施設(または学校)指定規則に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の担当教員要件を満たしている者</p> <p>ロ) 社会福祉士養成に係る指定科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」(旧科目名「児童福祉論」)を現に教授している者</p> <p>ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」を教授することが適当と認める者</p>	<p>ロ) 精神保健福祉士養成に係る指定科目「精神保健の課題と支援」(旧科目名「精神保健学」)を現に教授している者</p> <p>ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「精神保健の課題と支援」を教授することが適当と認める者</p> <p>② 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 社会福祉士養成施設(または学校)指定規則に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の担当教員要件を満たしている者</p> <p>ロ) 社会福祉士養成に係る指定科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」(旧科目名「児童福祉論」)を現に教授している者</p> <p>ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」を教授することが適当と認める者</p>
<p>〔通信課程〕</p> <p>6. 通信課程においては、次の基準を満たしていること。</p> <p>(1) 教育課程認定事業に関する規程第6条に掲げる各科目(実習科目は除く。)ごとに、少なくとも1回以上のレポート提出や試験等を実施し、生徒の評価を行うこと。</p> <p>また、印刷教材による授業の時間数60時間(当該印刷教材による授業の時間数が60時間に満たない場合にあつては、当該時間数)につき1回以上の添削指導を行うこと。</p> <p>(2) 面接授業は、原則として通信課程を行う社会福祉士養成施設または精神保健福祉士養成施設が自ら行うこと。</p> <p>ただし、当該養成校等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。</p> <p>イ) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定するスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程を設置する他の社会福祉士養成校</p> <p>ロ) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定するスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程を設置する他の精神保健福祉士養成校</p>	<p>〔通信課程〕</p> <p>6. 通信課程においては、次の基準を満たしていること。</p> <p>(1) 教育課程認定事業に関する規程第6条に掲げる各科目(実習科目は除く。)ごとに、少なくとも1回以上のレポート提出や試験等を実施し、生徒の評価を行うこと。</p> <p>また、印刷教材による授業の時間数60時間(当該印刷教材による授業の時間数が60時間に満たない場合にあつては、当該時間数)につき1回以上の添削指導を行うこと。</p> <p>(2) 面接授業は、原則として通信課程を行う社会福祉士養成施設または精神保健福祉士養成施設が自ら行うこと。</p> <p>ただし、当該養成校等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。</p> <p>イ) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定するスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程を設置する他の社会福祉士養成校</p> <p>ロ) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定するスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程を設置する他の精神保健福祉士養成校</p>
<p>注1) 相談援助の業務の範囲は、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格の認定に必要となる指定施設における業務等をいう。</p> <p>注2) 「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」第1条第2項及び本規程が別に定める基準その他に規定する、「スクール(学校)ソーシャルワーカー」の実務経験年数は、原則として当該者が勤務するスクール(学校)ソーシャルワークの業務を行う学校、施設・機関等において、1年を通じて当該施設・機関等の専任職員の週所定労働時間の4分の3以上、スクール(学校)ソーシャルワーカーとして従事した場合に限り実務経験1年とする。</p> <p>注3) ただし、当分の間、1年を通じてスクール(学校)ソーシャルワーカーとして勤務した日数が70日以上</p>	<p>注1) 相談援助の業務の範囲は、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格の認定に必要となる指定施設における業務等をいう。</p> <p>注2) 「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」第1条第2項及び本規程が別に定める基準その他に規定する、「スクール(学校)ソーシャルワーカー」の実務経験年数は、原則として当該者が勤務するスクール(学校)ソーシャルワークの業務を行う学校、施設・機関等において、1年を通じて当該施設・機関等の専任職員の週所定労働時間の4分の3以上、スクール(学校)ソーシャルワーカーとして従事した場合に限り実務経験1年とする。</p> <p>注3) ただし、当分の間、1年を通じてスクール(学校)ソーシャルワーカーとして勤務した日数が70日以上</p>

<p>であって、週の所定労働日数が2日以上ある場合には、上記注2の定めにかかわらず、実務経験年数を1年とすることができるものとする。</p> <p>注4) 学術論文とは、認定審査委員会が適当と認める書籍、学会等学術団体が発行する機関誌及び大学等が発行する研究紀要等に掲載された論文のことをいう。ただし、修士論文のコピーを提出する場合は、学長または研究科長による当該修士論文の原本証明(様式1-6)を提出すること。</p> <p>なお、連名での論文については、第一執筆者に限るものとする。</p> <p>注5) 追加科目「精神保健の課題と支援」及び「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」については、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程における、当該指定科目の読替の範囲を含む。</p>	<p>であって、週の所定労働日数が2日以上ある場合には、上記注2の定めにかかわらず、実務経験年数を1年とすることができるものとする。</p> <p>注4) 学術論文とは、認定審査委員会が適当と認める書籍、学会等学術団体が発行する機関誌及び大学等が発行する研究紀要等に掲載された論文のことをいう。ただし、修士論文のコピーを提出する場合は、学長または研究科長による当該修士論文の原本証明(様式1-6)を提出すること。</p> <p>なお、連名での論文については、第一執筆者に限るものとする。</p> <p>注5) 追加科目「精神保健の課題と支援」及び「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」については、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程における、当該指定科目の読替の範囲を含む。</p>
<p>〔諸申請様式〕</p> <p>7. スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程認定審査等申請にかかる様式は以下のとおりとする。</p>	<p>〔諸申請様式〕</p> <p>7. スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程認定審査等申請にかかる様式は以下のとおりとする。</p>
<p>様式別紙(変更は「<u>様式1-2別紙</u>」のみ)</p>	<p>様式別紙</p>
<p>〔修了証交付様式〕</p> <p>8. スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程修了者登録申請にかかる様式は以下のとおりとする。</p>	<p>〔修了証交付様式〕</p> <p>8. スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程修了者登録申請にかかる様式は以下のとおりとする。</p>
<p>様式別紙(変更なし)</p>	<p>様式別紙</p>
<p>〔廃止手続き様式〕</p> <p>9. スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程廃止報告書の様式は以下のとおりとする。</p>	<p>〔廃止手続き様式〕</p> <p>9. スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程廃止報告書の様式は以下のとおりとする。</p>
<p>様式別紙(変更なし)</p>	<p>様式別紙</p>

見直し案

様式1-2:別紙

(様式1-2:別紙) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程 開講科目、時間数、担当教員名、開講年度等
 養成校等名称: _____
 養成課程種別:(通学・通信)(社会・精神・大学院) 養成課程学科等名称(学部学科専攻等): _____

規程による指定科目	実際に開講する科目名	時間数		担当教員名	教員調書番号	(新規)開講年度(変更)変更年度	面接授業を委託する養成校の名称(委託する場合のみ)
		面接による授業	印刷教材による授業(通信課程のみ)				
スクール(学校) ソーシャルワーク論							
スクール(学校) ソーシャルワーク演習							
スクール(学校) ソーシャルワーク実習指導							
スクール(学校) ソーシャルワーク実習							
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む)及び「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)」を含む科目の教育内容(1科目以上)※3							
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。」の理論及び方法」「発達障害(キリア)教育に関する基礎的な事項を含む」の理論及び方法」を含む科目の教育内容(1科目以上)※4							
精神保健の課題と支援							
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度							
その他追加して設置する科目							

※1 通信課程の場合は、当該科目時間数の欄に印刷教材による授業と面接による授業の時間数を分けて記入してください。 ※2 課程ごとに1枚記入してください。
 ※3、※4 平成30年度までに入学した者の内容については、通知2に基づき内容を記載してください。但し四年制大学以外の養成校等は、平成32年3月末日までは従前の例に寄ることができます(規程の附別参照)Ver.2018.2

現行

様式1-2:別紙

(様式1-2:別紙) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程 開講科目、時間数、担当教員名、開講年度等
 養成校等名称: _____
 養成課程種別:(通学・通信)(社会・精神・大学院) 養成課程学科等名称(学部学科専攻等): _____

規程による指定科目	実際に開講する科目名	時間数		担当教員名	教員調書番号	(新規)開講年度(変更)変更年度	面接授業を委託する養成校の名称(委託する場合のみ)
		面接による授業	印刷教材による授業(通信課程のみ)				
スクール(学校) ソーシャルワーク論							
スクール(学校) ソーシャルワーク演習							
スクール(学校) ソーシャルワーク実習指導							
スクール(学校) ソーシャルワーク実習							
教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目(1科目以上)							
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。」の理論及び方法」「発達障害(キリア)教育に関する基礎的な事項を含む」の理論及び方法」を含む科目の教育内容(1科目以上)※4							
精神保健の課題と支援							
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度							
その他追加して設置する科目							

※1 通信課程の場合は、当該科目時間数の欄に印刷教材による授業と面接による授業の時間数を分けて記入してください。
 ※2 課程ごとに1枚記入してください。

Ver.2018.1